

こ成事第 422 号
令和 5 年 8 月 22 日

都道府県知事
指定都市市長
各中核市市長 殿
児童相談所設置市市長
市区町村長

こども家庭庁成育局長

次世代育成支援対策施設整備交付金における
スプリンクラー設備等の取扱いについて

標記の交付金の交付については、令和 5 年 8 月 22 日こ成事第 370 号こども家庭庁長官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）によるもののほか、次によることとし、令和 5 年 4 月 1 日から適用することしたので社会福祉法人等に周知徹底を図るとともに、この取扱いについて遺憾なきを期されたい。

第1 スプリンクラー設備

1 対象事業

既存施設において、消防法施行令（昭和36年3月25日政令第37号）及び同法施行規則（昭和36年4月1日自治省令第6号）に定める設備、設置基準及びこれに準じた措置に基づいて設置するスプリンクラー設備の整備事業

2 対象施設

(1) 乳児院

(2) 障害児入所施設（当該施設に併設する短期入所事業所を含む。）

(3) 入所施設（（1）及び（2）の施設を除く。）にあつては、スプリンクラー設備を設置することを要しない部分以外の床面積（以下「床面積」という。）が275 m²以上の場合

(4) 入所施設以外の施設については、床面積が6,000 m²以上の場合

3 交付基礎点数

交付要綱の別表2に定める点数

4 交付金対象面積

施設の延べ床面積を上限として当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあつては四国厚生支局長）が必要と認めた面積とする。

5 その他

(1) スプリンクラー設備整備に要する経費についての地方債の取扱いについては、消防法及び同法施行令の規定により設置を義務付けられていないものについても起債の対象とされること。

(2) スプリンクラー設備の代替えとしての性格を有するパッケージ型自動消火設備においても同様の取扱いとすること。

ただし、次の条件のいずれかを満たす場合についてのみ認められるものであること。

ア 水源やポンプ室等の設置が土地の制約上困難な場合

イ 建物の構造上配管工事が困難である場合

ウ スプリンクラー設備の設置工事により、入所者処遇等に相当な困難を生じることが認められる場合

エ その他上記以外にスプリンクラー設備の設置が相当困難と認められる場合

第2 屋内消火栓設備

1 対象事業

既存施設において、消防法施行令（昭和36年3月25日政令第37号）及び同法施行規則（昭和36年4月1日自治省令第6号）に定める設備、設置基準及びこれに準じた措置に基づいて設置する屋内消火栓設備の整備事業

2 対象施設

- (1) 入所施設のうち、火災等の発生の際自力避難が困難で介護を要する児童が入所する乳児院
- (2) 消防法施行令第11条に基づき屋内消火栓設備の設置を要する障害児施設等（消防法令等が改正されることに伴い新たに必要となる障害児施設等を含む。）

3 交付基準

- (1) 消防法施行令第11条第3項第2号イからホまでに掲げる基準による屋内消火栓設備を設置する場合

ア 交付基礎点数

交付要綱の別表2に定める点数

イ 屋内消火栓箱設置数による加算

屋内消火栓箱については、当該設備を設置する個数に交付要綱の別表2に定める点数を乗じた点数を加算する。

ただし、特別の事情がある場合を除いて前記アによることが望ましいこと。

- (2) パッケージ型消火栓設備を設置する場合

交付基礎点数

当該設備を設置する個数に交付要綱の別表2に定める点数を乗じたもの

4 交付金面積

施設の創設の場合の交付金基準面積に準ずるものとする。

ただし、一つの施設が二以上の建物(棟)に分かれている場合で屋内消火栓設備を設置しない建物(棟)がある場合は、その建物面積に相当する交付金面積を除くものとする。

5 その他

屋内消火栓設備整備に要する経費についての地方債の取扱いについては、消防法及び同法施行令の規定により設置を義務付けられていないものについても起債の対象とされること。

第3 自動火災報知設備の感知器と連動して起動する火災報知設備

1 対象事業

既存施設において、消防法施行令（昭和36年3月25日政令第37号）及び同法施行規則（昭和36年4月1日自治省令第6号）に定める設備、設置基準及びこれに準じた措置に基づいて設置する消防機関に通報する火災報知設備の整備事業

2 対象施設

入所施設のうち、火災等の発生の際自力避難が困難で介護を要する児童が入所する「乳児院」を対象施設とする。

3 交付基礎点数

交付要綱の別表2に定める点数